

東条地域における通学方法（案）について

①通学の基本方針について

- ・地域で子どもたちの顔が見えること
 - ・行程の安全・安心を図ること
 - ・地域の協力が得られること
- ※異学年の集団通学の教育的意義を考慮

②通学方法について（検証の結果をふまえて検討）

小学生

- ・小中一貫校を中心に、**半径 3 km 未満**に地区公民館がある地区の小学生は徒歩通学とし、**3 km 以上**はスクールバス利用を原則とする。

※文部科学省の指針

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令
第 4 条 二

通学距離が、小学校にあってはおおむね 4 km 以内、中学校及び義務教育学校にあってはおおむね 6 km 以内であること。（通学距離が 4 km 以上の場合は、個別対応）

③検証後の課題への対応について

A 距離にかかわらず、様々な地区から出てきた課題

- ・熱中症への不安
- ・少人数での登下校への不安

（対応）



- ・熱中症や一人で帰る児童については、距離に関係なく出てくる課題としてとらえている。持ち帰る荷物の調整、通学路の集約、見守り活動など、引き続き、地域や学校、関係機関とも連携して対応していく。

B 遠距離の徒歩通学地区から出てきた課題

- ・体力面での負担が大きいこと
- 熱中症のリスクが近距離地区よりも高くなること
- ・日照時間が短い時期の登下校が不安
- 早朝の登校、薄暮時が薄暗く危険であること

（対応）



- ・冬場、16 時に下校して最も短い日没時刻 16 時 48 分までに帰宅できるようにする子どもが 48 分間で歩ける距離を試算すると 3 km 強になる。
→個別対応の距離の見直し（4 km→3 km）。半径 3 km の見直し（半径 2 km）。
冬場、日没前に帰宅できるようにすることで、夏場の遠距離通学に伴う熱中症のリスクも下げる。